川越
市政だより
第四十一号　発行川越市役所　印刷所　六三四堂印刷株式会社

自立促進貯蓄運動（第六回）

本気で物とお金の節約を

収入の一割は貯蓄しましょう

＝小作地を調査します＝

小作料改正のため

十月四日から全国一斉に小作料決定土地調査を実施いたします御協力下さい

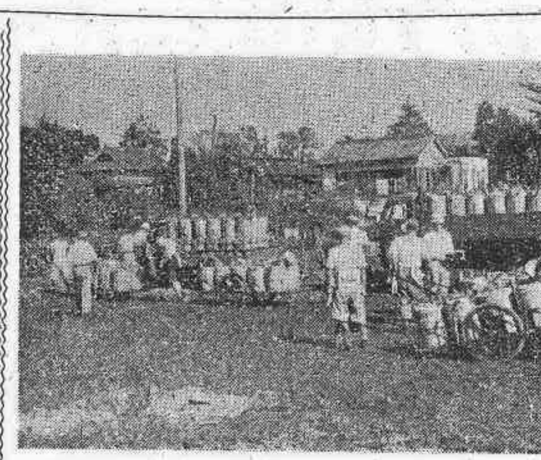

し尿処理 九月十五日から開始

市民要望の的であつた市営の屎尿処理は色々研究を重ねた結果いよいよ去る九月十五日から開始致しました。

本年の計画は一般家庭千五百世帯を対象として居ますので、各町衛生協力委員の非常な御協力によつて各町内へ世帯数に按分して割当を致しましたが町によつては割当数に届かない所もありますので未だ申込みを受ける余裕が若干あります。汲取り希望の向は各町の衛生協力員に御相談下さい。

汲取り手数料は、一樽二十五円半樽十三円で、予め市役所衛生課から買つて置いて汲取りの都度業者に渡していたゞくことになります。

目下のところ、一般家庭のみを対象として居り、特殊な大口汲取りはあつかつて居りませんが、これは今後追々取扱うことになると思います。

第三回 川越市美術展公募

一、名　称　第三回川越市美術展覧会

二、主　催　川越市教育委員会　川越市美術連合会

三、協　賛　川越市

四、会　期　昭和二十九年十一月二十一日から二十三日まで三日間　午前九時～午後四時

五、会　場　川越市立第二小学校（郭町）

六、出品種目　第一部 日本画　第二部 洋画・彫そ　第三部 工芸（金工漆工木竹人形図案染織陶器刺繍硝子手工芸盆景等）　第四部 書道　第五部 写真　第六部 華道

七、作品制限　川越市に於て未発表のもので一人二点以内但し純芸術として個人宣伝的なものを除く

日本画　表装のこと

洋画彫そ　洋画は額縁付

工　芸　制限なし

書　道　作品は凡て表装し　条幅額共丈八尺巾三尺とし各作品には必ず　釈文（葉書大のもの）を付する（横物は取扱わず）

寫　真　八ッ切以上額縁付

華　道　花面三尺以内（一人一点）

八、出品応募者　川越市及近郊に居住、又は在勤者

九、搬　入　出品作品は会場へ十一月十九日午前九時から午後一時までに搬入する。但し華道は二十日午前九時から午後四時まで

十、搬　出　十一月二十三日　午後四時から午後五時まで会場で行う

十一、鑑別審査　出品作品は鑑別して入選したものを陳列する。鑑別審査、陳列方法等については異議の申立てを受けない。

十二、褒　賞　審査の結果成績優秀なものには次の授賞を行う。埼玉県知事賞、県会議長賞、川越市長賞、川越市議会議長賞等（交渉中）授賞式は十一月二十三日（勤労感謝の日）午後二時会場で行う。

十三、その他の事項　1 出品物には必ず一点毎に出品目録を作り作品裏面には出品票を貼る。2 出品物は努めて保護するがやむを得ない事情で発生した事故は責に任じない。3 展覧会事務所は市役所内教育委員会社会教育課内とし、十一月十九日より会期中は会場とする。

○詳細は教育委員会にお問合せ下さい。

出品目録

第　部	姓名(号)		住所			
題名		種別		寸法	縦　尺　寸	
					横　尺　寸	
受付番号						

出品票

受付番号	第　部　出品点数　点の内	題名	姓名

預り証

受付番号	第　部　出品点数　点の内	題名	姓名
		取扱者印	

第三回川越市美術展
審査員名（五十音順）

第一部 日本画　安原松枝　越智俊文　榊原光敏　堀口良男

第二部 洋画・彫そ　相原久太郎　大沢寛　川田恒之輔　多比羅栄一　橋本次郎

第三部 工芸　磯貝勝之　大曽根茂樹　神立悠久斉　二橋美衛

第四部 書道　相原曇峡　五十嵐越山　大沢史峰　小林斗盦

第五部 写真　加藤直三　神島浜太郎　高山重蔵

第六部 華道　臼井ふく　小高よし　佐々木雅　坪井たか子

歴史的に見た 川越市と合併計画村との関係

一、政治的

江戸時代の川越城下街は川越藩とて其周囲の村々は川越城付の領村であつたから区域も広く九十二ヶ町村の行政治下であり、とくに城付の村と城下町は結成の上にも密接不離の親しい関係であつた。

歴代の城主も徳川幕府の重職（老中）を勤め枢要な人物であつたから川越藩政上にも善政が布かれて他の模範とされた。領地に国家老や城代や町方奉行、郡方奉行等があり、また庶民からの陳情になる建白書の目安箱が設けられ百姓からの下意上達の道がひらけこれが衆判所で参政が寄りまた農村からも村名主や惣代等が出席して正しく議決された封建制度の昔ながら川越では民政上には城地として進歩していた。

二、経済的

川越領は、武蔵野の平野であり、従つて農産物が主要であつたが、河川が多く洪水の災害が留意されて歴代の城主は治山と治水が第一の治策とした。ここに農産の殖産が藩政の緊要とされ松平信綱による野火止開墾や野火止用水が完成され、また元禄九年には柳沢吉保による三富村開墾が成り次で秋元喬朝が武蔵野の原野を開拓し殖産をはかつて、川越甘藷の栽培を奨励した松平斉典は川島領に築堤を施行し藩領の水害を防ぎ米麦の産に増益を計つた。また農家の副業に養蚕絹織物（川越平）木綿双子縞織が物産としてつくられた。養魚果樹の接木栽培も進められ製茶も発達した。こゝに工業として生糸業や川越織物や川越タンスが物産地となり、また商業として米穀や甘藷が各地に販路を求めて発達した。川越に取引上の定市が設けられて商工業の経済上にも躍進している。また産物の運輸に機械化のなかつたころとして新河岸川の舟運や川越街道（江戸行）がつくられ川越は江戸住民の需要供給の土地に重視され、その食糧庫と称されて舟運によつて物産が搬出され、城下町に問屋がしつぴして商戸の繁栄を見た。昔に繁昌し、小江戸と川越が称されたという。

三、教育的

封建時代とて一般には道義が高く重んぜられ忠孝を本として教育法は文武に重点が置れた。儒教が第一として次て国学や蘭学（洋学）等があつた。当時は科学の発展が鎖国主義のために低く普及されていなかつた。また一般の子弟は学校がなく、寺小屋式の私塾の教育として現代のごとく発展はなかつた。僅かに読書き算盤との算学であつた。川越でも藩の講学所がつくられ、文政十年八月には城主松平斉典が教育に志し藩学を起して博喩堂学校を創建した。また川越版日本外史や孫子読本を刊行し学問の興隆につとめた。当代に地方農村にも神官や僧侶や文雅の人々が村童を集めて私塾が盛んであつた。ことに川越の佐々塾や珠算の算学家があつて芳野村には算学の大野旭山があり、上寺山には八塩林蔵院があり、小ケ谷には文武の内田塘景らの私塾があつた。その門生等によつて筆塚が建立されている。博喩堂の条目が第一条に「一、学問は人たるの道を知つてこれを身に行い己を修め人をも治むべきためにてあれば徳行は本なり文芸は末なりと思うべし」とあり斉典は自ら堂号を記して、修身斉家を主張して数学の方針と定めた。明治の学制発布のあと文学寮となりて、学校と改正した当代でも子弟が三百餘名あつた。学制の改正によつて川越、三芳野、緑（松郷）志義の四校が廃され一聯合が一校の制により明治二十年四月に川越町聯合町立普育学校を設立した。川越町、芳野村、山田村、田面沢村、太田村、日東村仙波村、高階村等の一町七ケ村で組合の高等小学校が設置され、川越普育学校（日東が分離のあと一町六ケ村と）となりと改称された明治二十八年十月に川越尋常高等小学校（認可）となつたすでに当代に教育上には各村々と併合し行政的に向上した教育を施行していた。

四、宗教的

川越市地方は古墳もあり、上代文化の発達が早くあつた処とて土地柄もよく思想も穏健であると伝えられている。こゝに古社寺の創建も古くあり人情風俗等もよく平和の土地である。喜多院のごときは平安時代の天長七年に創建と伝え、ひところは、北、中、南と三院が一山十坊とあつて天台宗の東国が本寺と勅許されていた由緒がある。また川越の氷川神社もその創建が古く入間地方を早く農耕に開拓した。出雲系の人々が氏祖として崇敬し祖神に氷川を産土神に勧請祀りしと伝えられている。この外に神儒仏以外の外宗教も一般に信仰崇敬されて永く社会生活の精神上に向上を見せている。今も村々町々に各講中が結成されているが、農耕の神として榛名神社の講中や伊勢詣で大山講、三峯講、御嶽講などが盛んであり、また仏教にも各参拝団やその講中があり、縁日や日待にまつりが賑つている。ことに村々に産土神のまつりと神事に氏子で奉仕されるお神楽や祭囃子、さゝら獅子舞、豊年踊等が昔から伝承されて郷土芸能として仕舞されている親から子と永い間に郷土に伝承されしだけに親しみの深い行事で無形文化財として貴重のものであり、祭礼の山車等に上演される祭ばやし等は有名であるが、これらは神に奉仕する純真の精神から生れた信仰の賜物であつて、又人々の結束力と平和が育成されてゆく宗教行事とも考察されてくる

町村時代の学校

明治十九年学制の改正があつて川越、三芳野、緑、志義の四校が廃され一聯合に一校の制度によつて四月一日に川越町聯合町立普育学校が設置され、普育学校の通学区域が改正し、広められるに至つた。川越校が普育と改め川越学校（大手前）が第一舎三芳野学校（郭町）が第二舎緑学校（鐘打町）が第三舎志義学校が第四舎と定められた。さらに初等科尋常のほかに中等科がつくられ明治二十年三月二十五日に川越町、芳野村、山田村、田面沢村、太田村、日東村、仙波村、高階村の一町七ケ村組合で高等小学校設置の結成を見て設立の認可があつたこゝに川越町に普育学校として一町七ケ村の組合による高等小学校が設立された郭町の三芳野学校を第一舎とし第二舎が志義学校とされたが明治二十三年三月には普育学校を改めて川越学校と改称した。〻（岸伝平）

さらに同二十五年六月川越尋常小学校と改名し、第一舎を本校とし、第二舎を第一分校第三舎を第二分校となした。明治二十五年九月に日東村は組合より分離したが、一町六ケ村による従来の学校の組合は存続し、川越町の高等小学校を以つて高等科の学業に就学するの利便を組合の各村は得て教育の実施機関としていたかくて生徒の増加に従つて校舎の狭隘不便を感じて、改正を要し新築が要望された。こゝに組合を廃し単に川越町立としての設立の件が認可され、川越尋常高等小学校が開校された。各村よりの就学児童は舊来の通り取容した。猶と人口の増加に従い尋常小学校の敷地校舎共に狭く不便少からざりしより明治三十五年五月校地を新たに設定し南北の二校として、建築の議案が擡頭し来つた。当時日露戦争の突発によりて幾多の経済上にも建築が至難となりしも第二の国民を育成せしむる義務教育を提唱して新築の達成を見るに至つた。こゝに戦勝の記念事業として同三十七年七月に両校の新築に着手し翌三十八年五月十二日を以つて北校南校の二校が同時に竣工式に挙行した。当時に小学校の校舎としては県下有数の建築と賞讃された。時の川越町長たる岡田秋業はこれが戦捷記念と建石したが実に官民一致して二校の完成を遂成したのである。

国民健康保険課からお知らせ

【保険施設を御利用下さい】

イ 乳幼児相談、場所の変更について

いま迄三久保町中央公民館で行つていた乳幼児相談は十月から大工町川越市診療所で行うことになりましたからお知らせします。

毎月第一　第三火曜日

ロ 母親学級開講について

左記日程で本年度第二回母親学級を開講致しますから多数御参加下さるようお知らせします。

一、十月六日十三日二十日二十七日

二、場所　大工町　川越市診療所

三、申込は当日迄

川越市役所国民健康保険課

小作料の改正
最高額が變ります

現在耕作農地の内、他人に貸してある土地、即ち、小作地の小作料（使用料）の額が必ずしも適正でない事から近く改正される事になりましたが、これが改正に付いて小作地の実質調査をする為小作地一筆毎に土地調査をする事になりましたが、この小作料改正に付いて是非知つて置いて戴きたい事項をお知らせ致します

第一小作料決定の意義

終戦後耕作者の地位の安定と農業生産力の増強をねらいとして画期的な農地改革が断行され、当市に於いては九反歩の在村地主の保有小作地が認められた結果約七〇町歩餘の小作地が残り、この小作地の小作料が農地改革により定額金納制に切り替えられましたが、これは当時の物納小作料を一石七五円の割で換算したものに過ぎず、封建制との腐縁を断ち切つていないものであると共に、小作の力関係で決定されたものを基礎としてきめられてゐるので必ずしも適正とは謂い難いのであります。

殊に昭和二十五年からその額が単に七倍に引上げられ反当最高六〇〇円の線で頭打ちされた結果、上下の区別なく上の方に皺寄せされて小作料適正化の必要性が痛感されるに至つて居る事は御承知の通りであります

このような状況下において、一昨年秋から施行された農地法第二十一条に小作料の新しい統制方式を規定している。

その第一の方法は国が小作農の経営を安定させることを旨として一定の基準を設ける。

第二に農業委員会が一筆毎に一定の基準により計算した小作料の最高額を定める。

第三にその最高額以下で個々の小作契約により小作料が決定されるのであるからその基準を定めることが第一の問題である。

基準設定の方法としては今回行う土地調査以外にも賃貸価格調査、収量調査、生産費調査等が考えられるのであるが、賃貸価格調査は昭和三年に実施され昭和二十五年に法律上廃止されて居り、しかもその配賦は小字単位で定められて居る事から適正とは認められない。

次に収量調査は供米制度ともからんでくる為、厳密な資料を得ることがむづかしく且つ耕作者の肥培管理の努力まで小作料の要素に入つてくるからこの方法も適正とは認められず、

次に生産費調査に至つては一筆毎に検討することは至難である。

これらの方法に反して土地調査の方法によるときは土地の本源的性質に基いて小作料を決定するので、耕作者の努力を正当に評価することになり、且つ全般的な不均衡を是正することができる。

この見地にたつて昨年全国約四八〇ケ町村について土地調査を実施した結果、この土地調査が妥当であるとの結論が出たのでこの基準によつて定められる小作料は客観的に正しく地主小作の力関係はなくなり適正な小作料が算出される事になる

第二土地調査の意義と結果

この調査は農村の民主化と農業経営の安定を目的として行われた農地改革の成果が恒久的に維持される為の基盤をつくる基礎的事業である。そしてこの仕事が完成した暁は小作料決定の基礎資料として使用することは勿論、この調査の結果は土壌診断書ともなり、耕種作付計画を樹立するに際してもその利用価値は高いものである。

又固定資産税の評価に当つてもこの方法を採用するときは充分その利用に耐えうるものと考えられるので、明治の地租改正にも相当するような重大な意義を有する調査であるといわなければならない。

国はこのような期待のもとに各市町村農業委員会にこの調査を行わせるものであり、小作料の決定は地主小作人双方に直接利害関係が生じて来るものでありますから、関係者は此の調査に付いては極力御協力願います。

第三土地調査の方法

此の土地調査の方法は農業委員会が主体となつて、気象図、地形図、字切図、検土杖、物尺、土色帖、磁石、可照時測定器、平板、傾斜儀等を使用して左の四大別項目に従い属地主義によつて調査す。

一、自然条件

その土地の生産力はどの程度であるかを調べる項目である。

従つて普通の耕作者が耕作した場合を想定しておるので、耕作者が精農であつて高収穫をあげても低く評価され、惰農であつて低収穫の場合でも高く評価されるように構成されている。

病虫害、凍霜害等の被害の発生並に気象等に関する諸条件は、この項目において評定するように仕組まれているので別に項目を挙げてはいない。

二、勞働条件

その土地がある生産をあげる為には労仂を投下しなければならない。

労仂の投下量の多寡は農地のある場所、農地の地形等によつて變化する。

労仂量の多い農地は良い土地とはいえないので、必要労仂量が少くて済む土地をよい土地と評定できるように構成されている。

三、水害条件

水害が発生する場合は降雨量の多寡が問題であるが主として地形的な原因によるものと考えられる。然し乍ら地形的条件についても適当に把握することが出来ないので、洪水の出現回数によつて多いもの程その土地価値は低いものと評定することができるように構成されている。

四、立地条件

その土地がどこにあるかによつてその農地の利用状況は変つてくる。

即ち近傍地に大消費地をひかえると、農業経営は集約化し、遠くなると粗放化する傾向がある為、集約化出来る地帯がよい土地で、粗放化しなければならない地帯が悪い土地であるという立前にたつて調査基準を策定する方針である。

以上四大別項目に付いて調査方法の一端を記載したが更に自然項目を二四項目に別ける等、細項目にわたり小作地を一筆毎に調査す。

第四　土地調査の期日並に調査員

一、土地調査の期日

土地調査の期日は昭和二十九年十月より十二月までの期間が予定されているが当委員会に於いては種々の都合により、十月一日より一ケ月間の予定で、各小字毎に日時を定めて実施する方針である。

調査を要する小作地の調査日時に付いては本年九月末までに、日程予定表を各農業班長に送付する。

二、土地調査員

小作料決定土地調査は、農業委員会が主体となつて行うが当委員会では四ケ班の調査班を編成し各農業班長の協力を得て行う。

一ケ班の構成員は三名とす（此の調査班員には農業委員会法第二十九条第二項の規定による身分を明らかにした当農業委員会長証明の証票を交附してあるから不審の場合は提示を求められたい）土地調査は一筆毎に行うが、調査にあたつては小作地毎に、地主、小作人の立合を必要と認められます為、農業班長を通じて連絡致しますから関係者は調査日時に付いて最寄農業班長との連絡を密にして頂き当日は必ず調査に立合つて下さい。

第五　土地調査の事前準備

此の項は関係者にお願いする事項であります。

この土地調査を行うに当り地主、小作人は事前準備として左記事項を必ず実行して下さい。

一、立札を立てる事

立札は通路より見やすいように小作地（貸付地）に立てゝ戴きます。

例

此の立札の材料は各自の自由なるも多少の風雨にも耐えられる物を使用する事が望ましい。

二、穴を堀る事

小作地の中心に縦、横、深さ四〇糎の穴を掘つておいて戴きます。

例

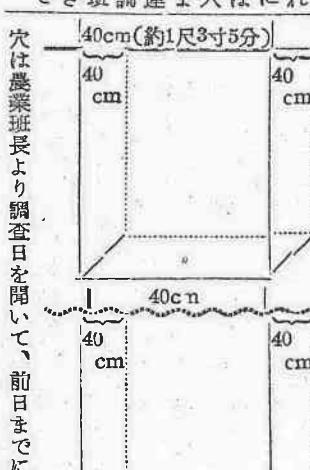

（一）平地の場合（主として畑地）

（二）鍬入されている場合（主として田地）

穴は農業班長より調査日を聞いて、前日までに掘つて置く事。

三、土地調査の立合

小作料決定土地調査の當日は立合つて戴きますが、その時に関係者より小作料決定に付いて、参考となります事項に関し調査員に説明して下さい。

又調査員よりもお聞きする事がありますからその場合にも説明して下さい。

四、前記一、二、三に付いては「川越北部土地改良区」並に「川越伊佐沼土地改良区」に限り、換地関係（地主、小作）が明確になつて居ない為、地主、小作の関係が明らかになるまでの臨時処置として、各改良区が定める土地を調査し、立札と穴はその土地の耕作者が実施し、調査当日は、地主の代りに改良区の役員と共に立合つて戴き、この調査の万全を期すべく各改良区に依頼してありますから、この区域に土地を所有又は耕作して居る方は御了承下さい

尚第一土地改良区は仮換地のまゝ前記一、二、三、の通り実施します。

以上大略説明致しましたが、この小作料決定土地調査は前述の通り、重大な意義を有する調査であるから地主、小作人に於いては本調査の趣旨を御了解の上、全幅の御協力を重ねてお願いします。

尚参考までに調査日並に事前準備等に付いて連絡を密にする必要から農業班長の住所氏名をお知らせします

新宿	七四	栗原喜与蔵
新宿	三三三	齊田松太郎
岸	四一	酒井　要蔵
脇田	二〇〇	山田　佐吉
菅原	七五	仁村　喜造
菅原	八四	佐久間美次
大仙波	一三九〇	福岡　長作
大仙波	一一七九	吉田忠左衛門
小仙波	三二八	菅沼　定三
小仙波	五〇〇	森田　伊平
小仙波	一一七	澁谷　新平
杉下	七八八	筋野　広吉
伊佐沼	二一〇八	川合　義治
四ッ谷	三九三	鳥井　行雄
宮下	四三二	西川　三朗
宮下	五八七	長坂虎次郎
宮元	六二三	森田　寛一
宮元	五三	大野慶太郎
宮元	六三二	竹ノ谷開作
神明	六五四	志藤好太郎
石原	三、三六	新井　福松
石原	二一	内田　建治
境	一、五三五	山田源太郎
志義町	一、五三三	相川兵之助

この小作料決定土地調査に関する問合せは各農業班長若しくは当委員会事務所にお問合せ下さい。　以上

川越農業委員会

注射と種痘

ヂフテリヤ予防注射

第二回	第三回	場所
十月五日（火）	十月二十六日（火）	第二小学校
仝六日（水）	仝二十七日（水）	第三小学校
仝七日（木）	仝二十八日（木）	第四小学校
仝八日（金）	仝二十九日（金）	指定地診療所

種痘

施行月日 種痘	施行月日 検診	場所
十月十二日（火）	十月十九日（火）	第二小学校
仝十三日（水）	仝二十日（水）	第三小学校
仝十四日（木）	仝二十一日（木）	第四小学校
仝十五日（金）	仝二十二日（金）	指定地診療所

備考

一、時間は何れも午后一時半から三時まで

二、区域は第二小学校　本町、郭町、宮下町、志多町、宮元町、神明町、喜多町、高沢町、杉下町、志義町、相生町、鷹部屋町、南町、鍛冶町、多賀町、三久保町、上松江町、石原町、江戸町、厩下町

第三小学校　中原町、新田町、橋町、六軒町、連雀町、猪鼻町、小室町、今成町、小ケ谷町、野田町、境町、

三、ヂフテリアは

1.昭和二十八年九月一日から昭和二十九年二月二十八日までに生た子供さん

2.前回春季予防接種を受けられなかつた子供さん

3.平常身体の弱い子供さんは醫師に相談してから受けて下さい。

種痘は

1.昭和二十九年二十一日から仝年七月三十一日までに生れた子供さん

2.前回受けなかつた子供

四、実費を申受けます。

第四小学校　通町、脇田町、仙波町、菅原町、喜志町、新宿町

指定地診療所　小仙波町、西小仙波町、松江町、久保町

都合でどこで受けても差支えありません。

おすみですか
自転車等鑑札の交換付替

先に本年九月四日付通知を以て所有者の皆様に従来使用しておりました自転車、リヤカー及び三輪車の鑑札を、新しい鑑札と交換付替するよう日割を定めて御通知致し、その後も市役所で交換付替を行つておりますが、事務処理上舊い鑑札の有効期間を本年十月十日限りとしますから、未だ新しい鑑札と付替ていない方は至急市役所税務課迄おいで下さい。

尚十月十一日以降新しい鑑札と交換付替する場合は手数料五十円を徴収しますから御含み置き下さい。

第三回　川越市成人学校
開設のお知らせ!!

主催　川越市教育委員会

家庭のおかあさん方も一緒に勉強致しましよう。

終戦後社会の様子がだんだんと変つて参り、私達大人も勉強しないと時代にとり残されてしまう様な事になつてしまいます。

現在子供達が学校で学んでいる事と私達が学生時代に学んだ事でさえも大変な隔りができているわけです。

そこで市教育委員会では一般市民の方々の為にも勉強をして頂きたいと存じ昨年より成人学校を開設して参つたわけです。

その結果大変よい効果があつた事と、更に開設の要望がありましたので第三回目の成人学校を左記要項により開設することになりました。

成人学校は試験も落第もなく気軽るに自分の好きなものを勉強できる大人の学校です。家庭のお母さん方も入学して一緒に勉強致しましよう。

記

一、期間　十月十四日（木）〜十二月九日（木）　毎週月、木二回　十七日間〔自午後七時至午後九時〕

二、会場　第三小学校

三、開校式　十月十四日（木）午後七時

四、閉校式　十二月九日（木）午後七時

五、受講資格　市内在住、在勤者で満二十才以上の者　但し学生生徒を除く

六、定員　ABC各クラス共六〇名　計一八〇名

七、申込方法　申込書の該当欄に記入の上提出（申込書は教育委員会にあります。）

八、申込場所　川越市教育委員会社会教育課（電一四五〇）

九、締切期日　十月九日（土）

十、入学許可　受付順により許可する。但し定員を超えた場合はおことわり致します。

十一、受講料　無料　但し雑費として申込の時五十円納入のこと

十二、科目

Aクラス

科目	講師
一、一般作法	交渉中
二、道徳と宗教	
三、当用漢字と新かなづかい	
四、美術の鑑賞	
五、栄養と健康	
六、家計簿の付方	
七、会議の持ち方	

〇時事解説、邦楽鑑賞は合同授業

Bクラス

科目	講師
一、コーラスと名曲鑑賞	交渉中
二、ペン習字	
三、科学（原子と星の話）	
四、会議のもち方	

Cクラス

科目	講師
一、文学の話	交渉中
二、川柳の作り方	
三、郷土の歴史	
四、会議のもち方	

注意

1 会場には上履受講者証及名札リボンを持参すること。

2 三分の二以上出席の方には修了証を授与致します

3 一度納入した雑費はお返し致しません。

4 講師の都合で時間の変更があるかも知れません。

5 開校式には委員会の編成を行いますから全員出席して下さい。